

職員の給与に関する報告及び勧告

令和5年9月

札幌市人事委員会

報 告

地方公務員法に基づく人事委員会の給与勧告制度は、公務員が憲法で保障された労働基本権の制約を受けていることへの代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

勧告に当たっては、経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与について調査を行い、公民の給与を精確に比較したうえで、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本としている。

本委員会は、昨年の給与勧告後も引き続き、第三者機関として公正かつ中立な立場に立って、職員給与及び民間給与の実態その他職員の給与決定に関する諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 職員給与の状況

本委員会は、本市職員（単純な労務に従事する職員、企業職員及び会計年度任用職員を除く。以下同じ。）の本年 4 月における給与の支給状況を把握するため、「令和 5 年札幌市職員給与実態調査」を実施した。

本市職員は、従事する職務の種類に応じて、行政職、消防職、医師職等の 5 種 6 給料表の適用を受けており、これらの職員の給与等の概要は、第 1 表に示すとおりである。

（参考資料 1 職員給与関係資料 参照）

第 1 表 本市職員の給与等の概要

項 目		本 市 職 員	
		行 政 職	
職 員 数		16,993 人	8,049 人
平 均 年 齢		40.1 歳	39.3 歳
平均勤続年数		15.7 年	15.4 年
平均 給与 月額	給 料	325,383 円	301,577 円
	扶養手当	8,692 円	8,089 円
	地域手当	10,453 円	9,717 円
	住居手当	8,182 円	9,041 円
	管理職手当	6,722 円	7,863 円
	そ の 他	7,004 円	6,651 円
	合 計	366,436 円	342,938 円

(注) 1 再任用職員及び特定任期付職員給料表適用職員は含まれていない。

2 平均給与月額その他とは、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当及び寒冷地手当の合計である。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較を行うため、人事院、北海道人事委員会等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内民間事業所 790 事業所のうちから層化無作為抽出法によって抽出した 164 事業所を対象に「令和 5 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる 76 職種の職務に従事する者について、給与改定や賃金カット等の状況にかかわらず、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を調査するとともに、給与改定の状況等を調査している。また、昨年 8 月から本年 7 月までの賞与等の特別給の支給状況についても調査している。

(2) 給与改定の状況

市内民間事業所における給与改定の状況を調査した結果は、第 2 表に示すとおりである。係員についてベースアップを実施した事業所の割合は 44.0%（昨年 31.0%）となっており、昨年に比べて 13.0 ポイント増加している。

また、定期昇給の実施状況を調査した結果は、第 3 表に示すとおりである。係員について定期昇給を実施した事業所の割合は 80.3%（昨年 80.0%）となっている。昇給額については、昨年より増額となっている事業所の割合は 28.8%（昨年 26.1%）となっており、昨年に比べて 2.7 ポイント増加している。

（参考資料 2 民間給与関係資料 参照）

第 2 表 民間における給与改定の実施状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	44.0 (31.0)	3.8 (8.5)	0.8 (0.0)	51.4 (60.4)
課 長 級	35.8 (22.9)	5.0 (9.7)	0.0 (0.0)	59.3 (67.4)

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、割合の合計が 100 にならない場合がある（次表において同じ。）。

3 () 内は、昨年の数値である（次表において同じ。）。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	% 80.3 (81.5)	% 80.3 (80.0)	% 28.8 (26.1)	% 0.8 (0.6)	% 50.7 (53.3)	% 0.0 (1.5)	% 19.7 (18.5)
課 長 級	72.8 (74.8)	72.8 (73.4)	20.3 (24.6)	0.9 (1.1)	51.6 (47.7)	0.0 (1.5)	27.2 (25.2)

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員給与と民間給与との比較

本委員会の給与勧告に当たっては、前記の「札幌市職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較を行っており、その概要は次のとおりである。

(1) 月例給

本年の民間の賃金の改定動向をみると、昨年比べてベースアップを実施した事業所の割合は大幅に増加し、かつ、ベースアップを中止した事業所の割合は減少している。

このような情勢のもと、職員（再任用職員を除く。）にあっては一般行政職員（一般事務・技術職員）、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の者の給与について、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢の給与決定要素を同じくすると認められる者同士を比較し、その較差を総合する方法により公民較差を算出した。

その結果、本年4月現在における民間給与及び職員給与は、第4表に示すとおりであり、民間給与が職員給与を3,490円（1.00%）上回っていることが認められた。

第4表 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A)－(B)
354,158円	350,668円	3,490円（1.00%）

(注) 民間従業員、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において市内民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第5表に示すとおり所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の現行の平均年間支給月数を上

回っている。

第5表 民間における特別給の支給状況

所定内給与月額	下半期 (A1)	355,881 円
	上半期 (A2)	358,569 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	763,544 円
	上半期 (B2)	834,984 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.15 月分
	上半期 (B2/A2)	2.33 月分
	計	4.48 月分
(参考) 職員の期末・勤勉手当の平均年間支給月数		4.40 月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 国家公務員給与との比較

総務省の「令和4年地方公務員給与実態調査」によると、令和4年4月における国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額とこれに相当する本市職員の給料月額を、学歴別、経験年数別に区分した国家公務員の職員構成を用いて比較し、国家公務員を100として算出したラスパイレス指数は、99.6となっている。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月と比べて、全国では3.5%、札幌市では3.6%上昇している。

また、同局の家計調査における本年4月の2人以上の世帯の平均消費支出は、札幌市では362,598円(世帯人員平均2.74人、世帯主年齢平均57.5歳)となっている。

(参考資料 3 労働経済関係資料 参照)

6 人事院勧告・報告の要旨

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等についておおむね下記の勧告・報告を行った。

人事院の給与勧告等

○ 給与勧告

1 官民較差

3,869円(0.96%)〔行政職俸給表(一)…現行給与404,015円、平均年齢42.4歳〕

2 給与改定の内容と考え方

(1) 月例給

ア 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ

(平均改定率:全体1.1%〔1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%〕)

イ その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率〔0.3%〕と同程度の引上げ改定)

(2) 特別給(期末・勤勉手当)

- ・ 民間の支給状況(4.49月)に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当を引上げ(計0.05月分)
- ・ 任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当を引上げ(0.10月分)

(3) その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

<手当の概要>

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表

○ 勤務時間に関する勧告

1 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

2 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

3 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）

4 施行日

令和7年4月1日

○ 公務員人事管理に関する報告

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

【課題認識】

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

【課題への対応】

(1) 民間と公務の知の融合の推進

- ・ 実務の中核を担う人材の積極的誘致
幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設
- ・ 官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

- ・ 公務組織への円滑な適応支援（オンボーディング）の充実
民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

(2) 採用試験の実施方法の見直し

- ・ 採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

(3) 今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

- ・ 優秀な人材確保に資する採用戦略の検討
優秀な新規卒卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設
- ・ 人材確保を支える処遇の実現
潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大
 - ✓ 新卒初任給の引上げ
 - ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ（若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ）
 - ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
 - ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
 - ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給
- ・ 非常勤職員制度の運用の在り方の検討
非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

【課題認識】

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

【課題への対応】

(1) 職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ・ 20～30歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ・ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ・ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ・ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

(2) 個々の力を組織の力へつなげる取組

- ・ 組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進
人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

- ・ 職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現
役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現
 - ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
 - ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
 - ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
 - ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ・ 全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化
 - ✓ 地域手当の大きくくり化
 - ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
 - ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

【課題認識】

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

【課題への対応】

(1) 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

- ・ 柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等
個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等
- ・ 仕事と生活の両立支援
各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組
- ・ 職員の選択を後押しする給与制度上の措置
働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し
 - ✓ 扶養手当の見直し
 - ✓ テレワーク関連手当の新設（本年勧告）
 - ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

(2) 職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

- ・ 超過勤務の縮減 ― 負のイメージの払拭に向けて
勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施
- ・ 職員の健康増進 ― 公務版の「健康経営」の推進等
官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進
- ・ ゼロ・ハラスメントに向けた取組
本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

7 むすび

(1) 給与の改定

本市職員の給与の実態、給与決定の基礎的な諸条件として地方公務員法に定める民間給与の実態及び生計費等の状況並びに人事院勧告の概要は、先に述べたとおりである。

また、前述のとおり、職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与について比較を行った結果、月例給では、本年4月現在で民間給与が職員給与を3,490円(1.00%)上回っており、特別給では、民間の年間支給割合が職員の期末手当及び勤勉手当の現行の平均年間支給月数を上回っていることが認められた。

本委員会では、このような情勢を総合的に勘案した結果、本市職員の給与について、以下のとおり措置する必要があると考える。なお、これにより職員の平均年間給与は約9.1万円増加することとなる。

ア 月例給

公民較差等を考慮し、基本的な給与である給料等を引き上げる必要がある。

(7) 給料表

a 行政職給料表

行政職給料表については、民間における水準、人事院勧告の内容等を考慮し、若年層に重点を置いた改定を行う必要がある。

b 行政職給料表以外の給料表

消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行う必要がある。

医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

教育職給料表(高校・特別支援)及び教育職給料表(小・中・幼稚園)については、人事院勧告の内容を踏まえて改定を行う必要がある。

(4) 諸手当

医師に支給される初任給調整手当の限度額については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

なお、人事院勧告において新たに設けることとされた在宅勤務等手当については、国の取扱いや他の地方公共団体の動向を注視し、検討していく必要がある。

イ 特別給

期末手当及び勤勉手当については、市内民間事業所との均衡を図るため、年間支給月数を引き上げる必要がある。引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和6年度以降については期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める必要がある。

また、特定任期付職員に適用される給料表の適用を受ける職員の期末手当については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

ウ 実施時期

今年の給与改定については、令和5年4月1日から実施することが適当である。ただし、今年の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については令和5年12月1日から実施し、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については令和6年4月1日から実施することが適当である。

(2) 人事・給与制度及びその他の勤務条件

今後も、本市が様々な行政課題に対応し、適切な行政運営を行っていくためには、以下の項目で述べる人事・給与制度及びその他の勤務条件に関する取組を進め、職員力・組織力を向上させる必要がある。

ア 人材の確保

人口減少や少子高齢化の急速な進行を始めとした社会情勢の変化や就業意識の多様化等を背景に、民間企業や国、他の地方公共団体等との間で人材獲得競争が激化しており、職員採用を取り巻く環境は厳しい状況にある。

質の高い行政サービスを継続的に提供していくためには、有為かつ多様な人材を安定的に確保していかなければならない。

このため、本委員会及び任命権者においては、本市職員としての仕事の魅力、やりがい等が伝わるよう、就職説明会やインターンシップの実施を始め、様々な広報活動を展開してきた。今後も、効果的な広報媒体を活用し、就職希望者のニーズに即した広報活動の展開により、更なる受験者数の確保に努めることが重要である。

加えて、採用試験合格後の採用辞退者や採用後の早期離職者が一定数見受けられるため、受験者が本市の仕事内容や職場環境について十分理

解できるように、広報活動を通じて丁寧に説明するほか、若手職員がやりがいをもって仕事に取り組める環境づくりに注力する必要がある。

また、全国的に見ても公務員採用試験の受験者数・競争率が低水準にとどまっている中、国や他の地方公共団体において、採用試験制度の様々な見直しが行われている。本委員会においても、採用試験の負担を軽減する目的から、令和3年度より、一般技術及び消防吏員の職で専門試験を廃止するなど見直しを行ってきたところであるが、受験者数はいまだ減少傾向にある。採用試験の内容や実施時期など、より受験しやすい試験制度について検討を進める必要がある。

さらに、就業意識や転職に対する考え方の変化により若年層の転職が活発化していることから、転職希望者が応募しやすい採用の在り方についても検討すべきである。

そして、任命権者においては、複雑・高度化する市民ニーズや行政課題に的確に対応するため、多様かつ専門的な能力及び経験を有する人材を登用する観点から、外部人材や任期付職員の活用を引き続き検討する必要がある。

イ 人材の育成

社会情勢の変化に応じた柔軟かつ高度な行政サービスを提供し、多様な市民ニーズに対応するためには、有為かつ多様な人材を確保するだけでなく、職員の適材適所の配置及び登用、職員の能力開発等を通じた職員の育成もまた重要である。

任命権者においては、長期的な人材の育成を図る観点から、目指すべき職員像や現在の課題を踏まえた育成の在り方について方針を明確にし、全ての職員と共有する必要がある。

また、執務内外での研修及び職務付与を効果的に組み合わせることにより、職員のキャリア形成や能力向上の支援に努めるとともに、日常業務において職員自らが能力を高め、互いに成長しあえる組織風土を醸成することも重要である。そのためには、管理職の果たす役割も非常に重要となるため、管理職のマネジメント能力の向上にも力を注いでいくことが求められる。

一方、多様な視点からより良い市民サービスを提供していくためには、年齢、性別、障がい、職員が置かれている状況にかかわらず、職員一人一人が活躍できる職場環境や人事制度の構築が必要である。

特に、職員全体に占める女性の割合は上昇してきており、活躍の場が広がってきているものの、役職者に占める女性職員の割合は依然として

低い状況にあることから、仕事と生活を両立できる体制やモチベーションの向上に努め、活躍の場の拡大を図っていくべきである。

また、地方公務員法の改正により、令和5年度以降、定年が段階的に引き上げられることとなったため、高齢層の職員一人一人が公務で培ってきた知識、技術、経験を十分に発揮し、モチベーションを維持できるような適材適所の配置を進めることがますます重要となっている。

このほか、人事評価については、職員の能力・実績を適切に把握し、的確に評価につなげていく必要がある、それにより評価に対する信頼性を更に向上させることが重要である。そのうえで、評価結果を人員配置や昇任管理、給与処遇に適切に反映させるとともに、職員の意欲向上を図り、更なる成長につなげるなど、人材の育成にも活用していくことが重要である。

ウ ワーク・ライフ・バランスの実現

(7) 長時間労働の是正

職員が心身ともに健康で働き続けるためには、長時間労働の是正が急務であり、職員のワーク・ライフ・バランス実現の観点からも実効性のある対策を速やかに講じていく必要がある。

月100時間以上の長時間労働を行っている職員の数は、新型コロナウイルス感染症対応による業務等の影響で増加傾向にあったが、令和4年度は一定の抑制が図られている。

一方で、依然として長時間労働が多い傾向にある部署があり、職員の心身の健康や業務の能率への影響が懸念される。

管理監督者は、それぞれの職位に応じた役割を改めて認識し、業務分担の平準化や、デジタル技術の積極的な活用などによる業務の合理化・効率化に継続して取り組んでいく必要がある。加えて、任命権者においては、適切な人員配置を行うことが重要である。

また、教員の長時間労働や働き方等が全国的な問題となっており、国レベルでの議論が行われている。

こうした問題は、本市においても例外ではなく、本市教育委員会では、令和2年度に働き方改革に向けた指針を定め、先進的な取組事例の共有を図るなどして、対策を進めているところであるが、今後も、国の議論や制度改正の動向に留意しながら、継続した取組を進めていく必要がある。

(4) 多様で柔軟な働き方の推進

職員が出産や育児、介護等の事情やライフステージに応じて、多様

で柔軟な働き方を選択できる職場環境の整備は、職員の能力発揮や公務能率の向上のほか、有為な人材の確保にもつながる。

本市では、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、在宅勤務制度や時差出勤制度が導入され、その後も職員アンケート等による検証を行いながら、時差出勤制度の柔軟化等の改善も行われてきている。引き続き、職員の声を反映させ、利用しやすくなるよう制度の検討を行うとともに、在宅勤務を行うための作業環境の整備等も進めていく必要がある。

また、昨年育児休業の制度改正が行われ、特に男性職員の取得率は確実に上昇してきているところであるが、男女問わず育児休業を安心して取得でき、かつ、所属職員の負担を軽減するためには、年度の途中においても代替の正規職員を適切に配置できる体制を整備していくことも必要である。

国においては、フレックスタイム制の拡充による「選択的週休3日」の職員全般への利用拡大や、終業と始業の間に一定の休息時間を設ける「勤務間インターバル」の導入に向けた準備が進められているところであり、そうした動向にも留意しながら、引き続き、職員の働きやすい環境整備を推進されたい。

エ 心の健康づくり（メンタルヘルス対策）

職員が心身の健康を保持し、職務に従事することは、公務能率の向上や質の高い行政サービス提供の観点からも重要であるが、職員の精神疾患による休務・休職者の割合は依然として増加傾向が続いている。

年代別に見ると、20代の若手職員の休務の割合が高い傾向にあり、対策の一つとして、新規採用職員に対する保健師の個別面談が行われているが、各所属においても、所属長による面談を通じて心身の健康状態の確認や健康管理への動機付けを高めていく必要がある。

管理監督者においては、日頃から職員の様子に目を配り、積極的にコミュニケーションを図るなど、風通しの良い職場環境づくりに努めるとともに、職員の個別の事情や状況に応じ、必要な助言や相談窓口の案内等の適切な対応が求められる。

オ ハラスメントの防止

職場内でのハラスメントは、職場環境の悪化や公務能率の低下を招くほか、近年増加している職員のメンタルヘルスの不調による休務・休職という事態にもつながりかねない。

ハラスメント相談窓口には、様々な相談が寄せられているが、パワーハラスメントに関する相談が大きな割合を占めている。

任命権者は、パワーハラスメント防止対策として、ハラスメントに該当する具体的な事例を明示して、職員向けホームページでの周知や、研修等の取組を行っている。各職員は、ハラスメントに関する正しい知識を身につけることが重要であり、特に管理監督者や指導を行う立場にある職員は、適切な指導とハラスメントの違いを正しく理解することが必要となっている。また、相談を受ける職員は、相談内容を理解し、適切な対応や助言を行えるよう、専門的なスキルや相談対応能力の一層の向上を図ることが求められる。

任命権者においては、引き続き、ハラスメント防止・排除の取組を進めるとともに、各職場においては、良好な人間関係を築き、相談しやすい職場風土の醸成に努めていただきたい。

カ 服務規律の確保

市政に対する市民の信頼を確保するためには、職員一人一人が高い倫理感や使命感を持ち、日々の業務を遂行することが不可欠である。しかしながら、依然として市民からの信頼を損なうような不祥事や不適切な事務処理による事故が発生している。

令和4年度も公金の横領など、免職処分に至るような重大な職員の不祥事が発生しており、そのうち教職員においては、未成年者に対するわいせつ行為や、児童買春等の悪質性の高い事件が近年連続して発生している。

各任命権者においては、これまでも各種通知の発出、管理職を始めた職員への研修等により不祥事防止対策を推進してきたところであるが、今後もあらゆる機会を通じて職員への注意喚起を行い、不祥事防止に取り組むことが求められる。

キ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

国においては、職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される公務を目指す取組の一環として、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を進めており、令和6年に必要な措置を講ずる方針である。また、65歳定年の完成を視野に入れた給与水準の在り方については、人事管理に係る他の制度と一体で引き続き検討を行うこととしている。

本委員会においても、国及び他の地方公共団体の動向を注視しつつ、本市の実態を踏まえた給与制度となるよう検討を進めていく必要がある。

（おわりに）

数年にわたり総力を挙げて取り組んできた新型コロナウイルス感染症対応についてはその業務が縮小化されつつあるものの、人口構造の変化やデジタル化の進展などにより顕在化する課題に対しても的確な対応が求められるなど、職員は、今なお厳しい状況に置かれている。また、原油価格や物価の高騰が続いており、職員の生活にも大きな影響が及んでいる。

今後も、職員が安心して職務に精励するためには、勤務環境の整備はもとより、社会情勢の変化に応じた給与制度にしていく必要がある。

それにより、やりがいを持って能力を最大限に発揮しながら働くことのできる組織となり、より質の高い行政サービスの提供にもつながると考えられる。

市議会及び市長におかれては、勧告制度の趣旨に理解を示され、速やかにこの勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 で述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 給料表

(1) 行政職給料表

行政職給料表については、民間における水準、人事院勧告の内容等を考慮し、若年層に重点を置いた改定を行うこと。

(2) 行政職給料表以外の給料表

消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定すること。

医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、人事院勧告の内容を踏まえて改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当

初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。

ア 令和 5 年 12 月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

期末手当の支給割合を 1.25 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5 月分）とすること。

(イ) 特定職員

期末手当の支給割合を 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.25 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6 月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員

期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

イ 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.4875月分）とすること。

(イ) 特定職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、2の(2)のイについては令和5年12月1日から実施し、2の(2)のウについては令和6年4月1日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和5年札幌市職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員数及び平均給与月額	2
第2表 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別人員構成比等	3
第3表 給料表別、年齢別人員構成	4
第4表 給料表別、級別、年齢別平均給料月額	6
第5表 給料表別、級別、号俸別人員分布	16
第6表 扶養手当の支給状況	26
第7表 地域手当の支給状況	28
第8表 住居手当の支給状況	28
第9表 管理職手当の支給状況	30

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	33
第10表 産業別、企業規模別事業所数	34
第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	34
第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等	35
第13表 新規学卒者の採用の有無及び初任給の改定状況	44
第14表 民間における家族手当の支給状況	44
第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	44

3 労働経済関係資料

第16表 労働経済指標	46
-------------	----

1 職員給与関係資料

令和 5 年札幌市職員給与実態調査の概要

本年実施した札幌市職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

令和 5 年 4 月 1 日現在における本市に勤務する職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

2 調査の対象職員

調査期日における本市に勤務する職員のうち、次の条例の適用を受ける職員である。ただし、調査期日現在休職中の職員、育児休業中の職員、臨時的任用職員等は調査対象から除外した。

なお、単純な労務に従事する職員及び企業職員は参考として掲載した。

- (1) 札幌市職員給与条例（昭和 26 年条例第 21 号）
- (2) 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成 28 年条例第 48 号）
- (3) 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年条例第 48 号）

3 集 計

この調査の集計については、総務局職員部勤労課の協力を得た。

第1表 給料表別職員数及び平均給与月額

区分 給料表	職員数	平均給与月額							合計
		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	管理職手当	その他	
行政職	8,049	301,577	8,089	9,717	319,383	9,041	7,863	6,651	342,938
消防職	1,689	293,593	13,960	9,369	316,922	7,606	3,784	7,878	336,190
医師職	28	515,600	8,321	101,783	625,704	2,893	112,221	171,802	912,620
教育職 (高校・特別支援)	569	383,343	10,641	11,932	405,916	7,173	3,754	7,147	423,990
教育職 (小・中・幼稚園)	6,658	356,474	7,920	11,108	375,502	7,398	5,897	6,503	395,300
計	16,993	325,383	8,692	10,453	344,528	8,182	6,722	7,004	366,436

(参考)

現業職	902	306,962	10,246	9,516	326,724	6,717	—	7,335	340,776
企業職 (交通)	449	298,833	9,987	9,364	318,184	8,480	3,330	7,548	337,542
企業職 (水道)	522	306,602	10,433	9,732	326,767	8,754	4,775	7,418	347,714
企業職 (病院)	1,058	313,667	7,062	20,069	340,798	9,587	7,122	49,453	406,960
全給料表計	19,924	322,837	8,751	10,878	342,466	8,212	6,311	9,295	366,284

- (注) 1 教育職(高校・特別支援)及び教育職(小・中・幼稚園)の給料には、教職調整額及び給料の調整額を含む。
 2 その他とは、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当及び寒冷地手当の合計である。
 3 再任用職員は含まれていない(以下、第9表までにおいて同じ。)
 4 特定任期付職員給料表適用職員(適用者は1名。)は含まれていない(以下、第9表までにおいて同じ。)

第2表 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別人員構成比等

区分 給料表	平均 年齢	平均 勤続 年数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	女
行政職	39.3	15.4	0.0	16.7	12.0	71.2	60.9	39.1
消防職	37.9	16.3	—	40.4	14.7	44.8	95.9	4.1
医師職	54.1	8.8	—	—	—	100.0	35.7	64.3
教育職 (高校・ 特別支援)	44.3	14.6	—	—	0.9	99.1	61.9	38.1
教育職 (小・中・ 幼稚園)	41.3	16.1	—	—	3.2	96.8	48.8	51.2
計	40.1	15.7	0.0	11.9	8.4	79.6	59.6	40.4

(参考)

現業職	45.9	20.7	2.9	90.9	6.2	—	83.7	16.3
企業職 (交通)	41.7	17.9	—	52.6	10.7	36.7	96.7	3.3
企業職 (水道)	41.0	17.3	0.2	30.7	8.0	61.1	87.4	12.6
企業職 (病院)	38.9	11.6	—	0.9	44.3	54.8	30.8	69.2
全給料表計	40.4	15.8	0.1	16.3	10.3	73.3	60.7	39.3

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

第3表 給料表別、年齢別人員構成

年齢	給料表	行政職	消防職	医師職	教育職 (高校・特別支援)
歳	人	人	人	人	人
18以下	40	13			
19	33	9			
20	43	16			
21	45	31			
22	210	46			2
23	184	41			5
24	230	53			13
25	187	56			12
26	236	55			12
27	254	51			6
28	260	56			16
29	279	53			10
30	225	58			10
31	241	59			8
32	267	64			14
33	211	51			17
34	246	66			13
35	276	64			9
36	255	77		1	13
37	205	42		1	7
38	202	48		1	12
39	195	38			11
40	192	26			11
41	196	31			15
42	208	29		1	14
43	209	25			19
44	252	29		2	18
45	211	31			18
46	209	39			17
47	171	35		1	19
48	188	40			21
49	198	43		2	18
50	219	32		1	19
51	166	35		1	25
52	166	36		2	17
53	170	26			21
54	173	27		1	21
55	163	30			15
56	148	14		1	19
57	153	30		1	19
58	168	41			28
59	165	43		2	25
60以上				10	
計	8,049	1,689		28	569
平均年齢	39.3歳	37.9歳		54.1歳	44.3歳

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

教 育 職 (小・中・幼稚園)	計	
		構成比
人	人	%
	53	0.3
	42	0.2
	59	0.3
	76	0.4
107	365	2.1
126	356	2.1
167	463	2.7
204	459	2.7
198	501	2.9
205	516	3.0
211	543	3.2
192	534	3.1
191	484	2.8
171	479	2.8
196	541	3.2
163	442	2.6
174	499	2.9
163	512	3.0
186	532	3.1
145	400	2.4
155	418	2.5
185	429	2.5
189	418	2.5
202	444	2.6
162	414	2.4
183	436	2.6
180	481	2.8
148	408	2.4
119	384	2.3
119	345	2.0
157	406	2.4
180	441	2.6
151	422	2.5
148	375	2.2
150	371	2.2
176	393	2.3
194	416	2.4
238	446	2.6
208	390	2.3
196	399	2.3
200	437	2.6
219	454	2.7
	10	0.1
6,658	16,993	100.0
41.3歳	40.1歳	—

第4表 給料表別、級別、年齢別平均給料月額

その1 行政職給料表

年齢	級		1		2		3		4		5	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18以下	40	154,000										
19	33	157,288										
20	43	164,486										
21	45	170,436										
22	210	183,424										
23	184	187,107										
24	230	193,472										
25	187	198,717										
26	236	205,232										
27	253	210,513										
28	260	216,435										
29	278	222,414	1	233,000								
30	98	223,813	127	233,981								
31	19	222,468	222	237,350								
32	10	223,950	253	242,657			4	265,200				
33	3	236,000	202	250,787			6	275,117				
34	1	229,400	229	256,173			16	285,719				
35			242	263,155			34	296,215				
36			222	269,991			33	301,252				
37			121	273,373	37	299,343	47	308,274				
38			63	276,825	86	302,802	49	316,614	4	330,900		
39			27	278,485	101	307,377	57	323,781	10	341,490		
40			19	279,889	99	312,375	52	330,137	22	349,000		
41			11	280,500	99	318,838	56	341,498	30	357,863		
42			6	289,650	103	324,050	48	348,325	50	365,882		
43			6	285,067	98	327,729	49	355,976	55	372,460		
44			10	284,660	114	331,889	60	358,205	65	377,969		
45			6	296,300	100	334,164	27	363,385	71	385,063		
46			5	306,480	86	339,269	33	363,609	71	388,779		
47			4	278,800	44	337,957	41	369,110	64	392,100		
48			4	302,950	18	339,078	76	372,271	68	395,581		
49			2	284,750	20	340,185	66	372,015	68	399,207		
50			4	310,600	6	335,417	103	376,002	54	399,698		
51			3	298,333	5	340,860	82	378,627	40	401,068		
52					3	331,433	68	380,978	50	402,004		
53			2	279,200	1	320,700	85	384,433	45	404,644		
54			1	321,100	2	331,300	67	386,984	53	405,938		
55			1	319,800	2	336,100	61	388,392	49	406,390		
56							45	389,367	47	406,366		
57							55	388,995	32	407,888		
58							54	390,424	33	406,952		
59			1	323,100			44	389,868	50	407,514		
60以上												
計	2,130	201,800	1,794	256,175	1,024	322,968	1,418	361,510	1,031	391,758		
平均年齢	26.0歳		34.7歳		43.0歳		48.1歳		49.6歳			

6		7		8		9		10		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
										40	154,000
										33	157,288
										43	164,486
										45	170,436
										210	183,424
										184	187,107
										230	193,472
										187	198,717
1	287,700									236	205,232
										254	210,817
										260	216,435
										279	222,452
										225	229,552
										241	236,176
										267	242,294
										211	251,269
										246	257,986
										276	267,227
										255	274,036
										205	286,062
										202	298,607
										195	309,921
										192	318,167
				1	411,400	1	485,600			196	329,134
3	403,933									208	339,136
7	406,871									209	345,653
										252	349,024
										211	356,366
14	409,371									209	363,843
18	411,533									171	372,051
22	416,423									188	381,216
42	418,567									198	387,132
42	419,879	8	449,025	2	472,400					219	391,501
25	422,400	7	449,757	4	481,200					166	393,509
28	423,486	13	452,162	4	478,525					166	401,511
26	426,065	2	451,300	9	486,756					170	400,741
17	426,418	14	453,700	17	486,359	2	522,850			173	412,376
18	429,722	12	453,800	19	480,768	1	528,300			163	413,745
14	423,964	16	455,988	19	485,384	7	525,457			148	424,003
30	425,500	10	453,470	20	486,025	6	523,900			153	422,292
25	425,672	22	454,927	23	485,126	11	523,782			168	429,060
24	423,321	18	453,167	20	483,570	8	522,913			165	424,390
356	420,910	122	453,398	138	483,701	36	522,947	0	—	8,049	301,577
52.6歳		55.9歳		56.3歳		57.4歳		—		39.3歳	

その2 消防職給料表

年齢	1		2		3		4		5	
	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
18以下	13	160,800								
19	9	165,000								
20	16	172,006								
21	31	177,552								
22	46	186,115								
23	41	192,912								
24	53	199,468								
25	50	204,964	6	204,500						
26	44	209,727	11	212,773						
27	30	216,393	21	215,571						
28	21	221,067	35	224,080						
29	10	224,950	43	233,298						
30	2	225,600	56	238,561						
31			58	244,184	1	254,000				
32			58	251,136	6	265,100				
33			42	258,640	9	276,611				
34			53	266,842	13	281,085				
35			44	271,257	20	290,435				
36			27	272,944	48	297,331	2	314,900		
37			8	280,900	34	303,791				
38			3	280,967	43	308,653	2	323,100		
39					32	316,206	6	334,967		
40					22	321,373	4	343,375		
41					22	327,455	6	345,050	3	363,300
42					23	332,387	6	352,350		
43					16	334,094	8	360,175	1	363,400
44					21	338,876	6	366,317	1	388,000
45					17	341,700	10	366,990	4	390,325
46					21	344,462	11	368,736	5	394,760
47					10	347,460	20	369,545	4	395,325
48					2	344,000	26	373,177	11	396,327
49							33	375,352	8	399,813
50							26	378,119	6	403,117
51							19	381,616	9	400,867
52							20	383,350	11	400,682
53							13	387,738	9	402,656
54							16	389,531	6	404,950
55							16	391,206	6	407,750
56							5	391,800	1	405,500
57							20	391,225	5	404,620
58							20	392,345	12	406,050
59							24	392,242	9	405,622
60以上										
計	366	197,227	465	248,296	360	314,929	319	377,600	111	400,015
平均年齢	24.4歳		32.1歳		39.9歳		51.1歳		52.4歳	

6		7		8		9		10		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
										13	160,800
										9	165,000
										16	172,006
										31	177,552
										46	186,115
										41	192,912
										53	199,468
										56	204,914
										55	210,336
										51	216,055
										56	222,950
										53	231,723
										58	238,114
										59	244,351
										64	252,445
										51	261,812
										66	269,647
										64	277,250
										77	289,236
										42	299,431
										48	307,525
										38	319,168
										26	324,758
1	407,900									31	334,329
										29	336,517
										25	343,612
										29	348,628
										31	356,132
2	409,550									39	361,095
1	411,300									35	367,374
1	422,200									40	379,310
2	419,900									43	381,974
										32	382,806
6	419,817	1	447,500							35	394,997
4	422,500			1	475,200					36	395,547
2	418,650			2	484,900					26	402,754
4	425,375			1	482,700					27	401,719
4	426,550	1	453,400	3	488,700					30	411,050
5	424,680	1	448,300	2	480,500					14	421,229
4	425,475			1	487,900					30	401,247
4	425,450	1	455,500	3	484,267	1	517,000			41	410,893
2	422,200	6	451,583	2	476,200					43	408,621
42	422,040	10	451,420	15	483,193	1	517,000	0	—	1,689	293,593
53.8歳		57.8歳		56.4歳		58.9歳		—		37.9歳	

その3 医師職給料表

年齢	級	1		2		3	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
歳		人	円	人	円	人	円
18以下							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36				1	417,000		
37				1	422,800		
38						1	441,700
39							
40							
41							
42				1	430,500		
43							
44		1	377,600			1	484,800
45							
46							
47				1	434,400		
48							
49						1	502,400
50						1	491,900
51				1	467,600		
52						1	465,800
53							
54							
55							
56						1	541,100
57						1	540,300
58							
59						1	541,100
60以上						4	541,100
計		1	377,600	5	434,460	12	514,458
平均年齢		44.8歳		43.0歳		55.8歳	

4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円
		1	417,000
		1	422,800
		1	441,700
		1	430,500
		2	431,200
1	554,500	1	434,400
		2	528,450
		1	491,900
1	562,800	1	467,600
		2	514,300
1	574,300	1	574,300
		1	541,100
		1	540,300
1	559,300	2	550,200
6	577,083	10	562,690
10	571,340	28	515,600
58.5歳		54.1歳	

その4 教育職給料表（高校・特別支援）

年齢	級	1		2		特2	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
歳		人	円	人	円	人	円
18以下							
19							
20							
21							
22				2	215,696		
23				5	223,679		
24				13	229,781		
25				12	240,874		
26				12	247,900		
27				6	264,311		
28				16	272,809		
29				10	284,393		
30				10	291,088		
31				8	297,108		
32				14	313,268		
33				17	319,113		
34				13	331,159		
35				9	333,872		
36				13	352,667		
37				7	364,519		
38				12	365,925		
39				11	381,495		
40				11	377,522		
41				15	389,336		
42				14	395,237		
43				19	402,284		
44				18	406,292		
45				18	409,024		
46				16	411,739		
47				19	420,839		
48				20	422,511	1	435,032
49				17	425,375		
50				17	429,010		
51				19	428,671	1	442,000
52				16	432,120	1	438,776
53				18	433,804		
54				16	432,541		
55				15	432,950		
56				16	435,400		
57				16	432,949		
58				25	432,878		
59				20	433,173		
60以上							
計		0	—	535	378,306	3	438,603
平均年齢		—		43.7歳		51.0歳	

(注) 平均給料月額には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

3		4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円
				2	215,696
				5	223,679
				13	229,781
				12	240,874
				12	247,900
				6	264,311
				16	272,809
				10	284,393
				10	291,088
				8	297,108
				14	313,268
				17	319,113
				13	331,159
				9	333,872
				13	352,667
				7	364,519
				12	365,925
				11	381,495
				11	377,522
				15	389,336
				14	395,237
				19	402,284
				18	406,292
				18	409,024
1	434,900			17	413,101
				19	420,839
				21	423,107
1	440,700			18	426,226
2	446,900			19	430,893
5	455,880			25	434,646
				17	432,511
3	464,467			21	438,184
4	461,600	1	485,100	21	440,579
				15	432,950
		3	480,700	19	442,553
1	458,000	2	487,750	19	440,036
		3	470,733	28	436,934
1	457,000	4	473,550	25	440,586
18	455,756	13	477,623	569	383,343
52.7歳		57.8歳		44.3歳	

その5 教育職給料表（小・中・幼稚園）

年齢	級	1		2		特2	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
歳		人	円	人	円	人	円
18以下							
19							
20							
21				107	216,394		
22				126	221,086		
23				167	229,295		
24				204	237,999		
25							
26				198	247,798		
27				205	259,854		
28				211	271,637		
29				192	282,307		
30				191	294,115		
31				171	303,310		
32				196	311,334		
33				163	321,769		
34				174	328,615		
35				163	339,410		
36				186	346,856		
37				145	354,642		
38				152	361,808	3	378,352
39				180	368,992	5	381,160
40				187	375,295	2	396,500
41				191	380,728	11	394,349
42				156	386,797	6	403,867
43				172	392,336	11	406,914
44				172	394,293	5	405,759
45				135	398,762	10	407,212
46				101	401,601	10	411,944
47				101	406,459	11	417,768
48				126	409,822	14	419,061
49				138	413,203	5	420,514
50				115	415,043	1	422,240
51				103	417,261	8	425,967
52				107	418,331	3	427,163
53				128	419,567	3	426,053
54				137	419,845	6	426,001
55				159	421,507	2	427,024
56				150	421,128	1	429,104
57				141	420,939	1	427,128
58				143	420,715	1	428,896
59				161	421,238		
60以上							
計		0	—	5,954	347,655	119	411,269
平均年齢		—		39.9歳		46.7歳	

(注) 平均給料月額には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

3		4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円
				107	216,394
				126	221,086
				167	229,295
				204	237,999
				198	247,798
				205	259,854
				211	271,637
				192	282,307
				191	294,115
				171	303,310
				196	311,334
				163	321,769
				174	328,615
				163	339,410
				186	346,856
				145	354,642
				155	362,129
				185	369,321
				189	375,519
				202	381,470
				162	387,430
				183	393,213
3	414,867			180	394,954
3	418,633			148	399,735
8	421,775			119	403,826
7	426,971			119	408,711
17	425,712			157	412,366
37	426,054			180	416,048
35	427,429			151	417,961
35	428,314	2	436,700	148	420,608
31	429,113	9	437,667	150	421,896
33	428,988	12	441,883	176	422,966
22	430,205	29	441,290	194	424,416
32	430,241	45	443,476	238	426,882
15	428,773	42	443,186	208	426,172
13	428,562	41	444,422	196	426,388
8	430,038	48	442,867	200	426,445
5	428,460	53	442,904	219	426,646
304	427,936	281	442,831	6,658	356,474
52.4歳		56.9歳		41.3歳	

第5表 給料表別、級別、号俸別人員分布

その1 行政職給料表

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2						1				
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9				7						
10				1						
11	43							1		
12	1								1	
13										
14	29									
15	2									
16				2						
17				6						
18	32			2						
19	3	15		3						
20		20		2						
21	13	26		16						
22	19	151		2						
23	7	48		4					1	
24	24	22		1					1	
25	3	144		31				1	1	
26	25	68		6					1	
27	7	27		5					3	
28	17	14		3					3	
29		168		27	1					
30	21	50		7	3				4	
31	199	33		4					4	
32	15	25		4					2	
33	4	72		39	4				3	
34	161	33		10	1			1	1	
35	15	43		8	3				2	
36	27	20		6	1			2	1	
37	6	142		17	3			2	3	
38	183	32		6	2			1	1	
39	15	26	19	25	12			7		
40	31	16	14	12	4			3	1	
41	5	115	68	15	2			6	2	
42	158	30	21	10	3			5	1	
43	18	33	18	22	17			10		
44	24	16	8	10	6			7		

級 号俸	1	2	3	4	5
45	人	人	人	人	人
46	31	143	53	12	5
47	175	21	22	4	5
48	8	37	35	20	12
49	28	15	18	12	5
50	37	100	23	4	32
51	202	18	9	13	8
52	11	4	43	12	7
53	22	1	13	9	6
54	15	9	24	27	31
55	219	5	8	12	6
56	29	5	46	11	13
57	12	3	22	9	4
58	39	5	11	28	23
59	173	2	14	7	6
60	12	7	16	6	8
61	5	1	12	10	6
62		4	34	10	40
63	2	1	20	6	6
64	1	4	34	7	6
65	1	1	13	23	4
66		1	33	36	14
67	1		18	19	42
68		1	14	11	6
69		2	23	12	1
70		5	18	38	14
71		3	12	20	16
72			9	10	30
73			12	14	9
74			36	20	11
75		1	15	15	15
76			9	27	8
77			7	11	18
78			15	8	13
79		2	32	13	21
80			19	42	10
81			8	9	14
82		1	14	14	31
83			17	19	14
84			32	20	12
85			7	19	19
86			7	9	7
87			14	11	27
88			6	23	25
			6	16	17

6	7	8	9	10
人	人	人	人	人
		8		
		8		
	1	9		
	2	5		
		5		
		3		
	2	6		
1	4	6		
3	10	5		
	9	6		
2	3	3		
2	9	2		
6	10	4		
3	3	1		
3	8	4		
9	9	3		
5	7	3		
6	7	4		
8	8			
2	4			
4	3			
11		1		
6	3	1		
4	3	4		
11	1			
11	1			
11	2			
21	2			
7		1		
20	2			
9				
16	2			
14	2			
18				
9				
10	1			
18	2			
7	1			
11				
6				
8				
8				
10				
6				

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
89			13	11	11	10	1			
90			2	11	19	7				
91			1	26	34	8				
92		1	3	13	36	2				
93			2	7	17	5				
94			1	18	22	4				
95		1		32	13	3				
96				22	23	3				
97				7	9	1				
98				25	7	2				
99			1	21	8	3				
100		1		30	6					
101				20	9					
102				37	5					
103				52	9					
104				46	9					
105				16	6					
106				3	12					
107				3	11					
108				1	9					
109				1	9	1				
110				2	6					
111					3					
112					5					
113					1					
114				2	5					
115					4					
116					2					
117					4					
118				1	1					
119					5					
120					4					
121					18					
122										
123				1						
124										
125				19						
計	2,130	1,794	1,024	1,418	1,031	356	122	138	36	0
構成比	26.5%	22.3%	12.7%	17.6%	12.8%	4.4%	1.5%	1.7%	0.4%	—
適用職員数	8,049人									

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号俸の位置を示し、該当人員0の号俸は空欄とした（以下、本表において同じ。）。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある（以下、本表において同じ。）。

その2 消防職給料表

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		6								
3										
4										
5										
6		10								
7		3								
8		4								
9		11								
10		3								
11		1								
12		4								
13		12								
14		7								
15	13	1	1							
16		9								
17		2								
18	9	13								
19	1	10								
20		2								
21	1	20	7							
22	14	20								
23	2	13								
24	1	3								
25	13	19	4							
26	18	25	1						1	
27	3	13	2							
28	12	4								
29	2	33	9							
30	12	5	1							
31	3	16	6							
32	11	2	4							
33	3	36	4	2						
34	11	9	5							
35	18	9	10							
36	10	4	3							
37	2	14	11	2				1		
38	30	7	5							
39	2	11	11					2		
40	6	3	2							
41	2	17	34	4						
42	42	9	3					1		
43	1	17	2					3		
44	7	2	2	1				1		

級 号俸	1	2	3	4	5
45	人 3	人 20	人 32	人	人 1
46	34	3	5		
47	7	15	5	5	2
48	9	3	3		
49	5	10	15	2	1
50	15	4	2	2	
51	3	1	11	2	
52	9		3	1	
53	1		5	2	
54	11		1		
55	3		9	3	
56	6		2	3	
57	1		5	1	
58	8		2	4	
59	1		9	1	
60			4	2	
61	1		6	1	
62			7	2	
63			1	4	
64			1	5	
65			4	3	1
66			6	11	1
67			9	6	1
68			2	3	
69			6	10	1
70			3	4	2
71			2	2	3
72			7	13	3
73			2	9	1
74				15	1
75				4	2
76			2	4	2
77			9	3	1
78				5	1
79				7	4
80			1	9	7
81			2	1	2
82				5	3
83			17	8	2
84			2	4	2
85			1	3	2
86			2	1	3
87			11	8	2
88			1	5	5

6	7	8	9	10
人	人	人	人	人
		1		
		1		
	1			
	1	1		
	1			
	2	1		
1				
1				
1	1			
1		1		
	2			
	1			
1		1		
2				
2				
4				
1				
2				
1				
3				
5				
2				
2				
2				
1				
2				

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
89			1	2	5					
90			1		2	1				
91				5	5	1				
92			2	2	4	1				
93			7	8	5					
94			2		12					
95				2	3					
96			1	6	5					
97			2	4	3					
98				3	1					
99				5	2					
100				7	2					
101				7	1					
102				10						
103				14	1					
104				13						
105				17						
106				22						
107										
108										
109										
110					1					
111					1					
112										
113					1					
114										
115										
116										
117										
118										
119					1					
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	366	465	360	319	111	42	10	15	1	0
構成比	21.7%	27.5%	21.3%	18.9%	6.6%	2.5%	0.6%	0.9%	0.1%	—
適用職員数	1,689人									

その3 医師職給料表

級 号俸	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18			1	
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29			1	
30				
31		1		
32				
33				
34		1		
35				
36				
37				
38		1	1	
39				
40		1		
41				
42			1	
43				
44				
45				
46	1			1
47				
48			1	

級 号俸	1	2
	人	人
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		
61		
62		
63		1
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
計	1	5
構成比	3.6%	17.9%
適用職員数 28人		

3	4
人	人
	2
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
1	
6	
12	10
42.9%	35.7%

その4 教育職給料表（高校・特別支援）

級 号俸	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2		3			
3					
4		4			
5					
6		3			
7		1			
8		7			
9					
10		1			
11					
12		5			
13		2			
14		4			
15					
16		8			
17		1			
18		3			
19					
20		2			
21		2			
22		3			
23		1			
24		6			
25		2			
26		7			
27					
28		5			
29		1			1
30		2			
31		1			1
32		3			
33					
34		5			3
35					2
36		5			1
37					2
38		3			
39					
40		1			1
41		2			1
42		8			
43		2			
44		5			
45		3			
46		5			
47		2			
48		2		1	
49		4			1
50		2			
51		3			
52		5			

級 号俸	1	2
53	人	人
54		1
55		5
56		1
57		1
58		4
59		1
60		7
61		3
62		1
63		2
64		5
65		1
66		2
67		1
68		10
69		3
70		2
71		2
72		2
73		
74		3
75		
76		4
77		2
78		6
79		2
80		2
81		3
82		6
83		
84		5
85		2
86		5
87		7
88		8
89		3
90		8
91		1
92		4
93		5
94		6
95		1
96		5
97		3
98		6
99		2
100		7
101		1
102		6
103		1
104		3

特2	3	4	級 号俸	1	2	特2	3	4
人	人	人		人	人	人	人	人
			105		1			
			106		6			
			107		4			
			108		6			
			109		3			
			110		4			
		1	111					
			112		2			
			113		2			
		1	114		4			
			115					
		1	116		1			
			117		4			
		2	118		5			
			119		5			
		1	120		4			
			121		2			
			122		4			
		1	123		2			
			124		6			
		1	125		2			
		2	126		9			
		1	127		4			
		3	128		5			
			129		4			
		1	130		9			
			131		1			
			132		10			
		2	133					
			134		5			
			135		8			
1			136		8			
			137		4			
			138		7			
1			139		10			
			140		11			
			141		9			
1			142		9			
			143		13			
			144		4			
			145		33			
			146					
			147					
			148					
			149					
			150					
			151					
			152					
			153					
			計	0	535	3	18	13
			構成比	—	94.0%	0.5%	3.2%	2.3%
適用職員数				569人				

その5 教育職給料表（小・中・幼稚園）

級 号俸	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		120			
14					
15		1			
16		108			
17		10			
18		15			
19		3			
20		127			
21					1
22		37			12
23		6			27
24		112			29
25		17			23
26		52			16
27		6			23
28		105			21
29		7			14
30		63			17
31		7			18
32		102			9
33		7			10
34		68			5
35		11			15
36		102			11
37		6			3
38		81			12
39		10			7
40		72			3
41		6			3
42		85			1
43		10			
44		55			

級 号俸	1	2	特2	3	4
45	人	人	人	人	人
46		13			
47		64	2		
48		8	1		
49		68			
50		22	1		1
51		61	2		
52		16			
53		79	2		
54		12			
55		69	4		
56		16			
57		71	1		
58		14			
59		67			
60		12	1	1	
61		79	2		
62		20	2		
63		67	2		
64		12			
65		66	4	1	
66		21			
67		67	1	2	
68		24	1		
69		62	2	2	
70		31	8	1	
71		58	9	1	
72		17	9	1	
73		56	4	3	
74		30	1	2	
75		63	2	3	
76		24		5	
77		58	2	5	
78		11		3	
79		49	3	5	
80		13	2	5	
81		62	1	6	
82		21	2	6	
83		55	1	15	
84		26	3	8	
85		63	3	45	
86		33	2	10	
87		54	8	10	
88		22	2	10	
		65	4	32	

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89		34	3	7	
90		67	3	5	
91		24	3	8	
92		65	5	34	
93		29	3	4	
94		46	1	11	
95		31	2	6	
96		59	2	12	
97		13		3	
98		38		7	
99		10		1	
100		54	2	5	
101		33	1	5	
102		48		6	
103		24		1	
104		45		4	
105		26		3	
106		56			
107		35			
108		58			
109		18			
110		46			
111		24			
112		40			
113		15			
114		40			
115		23			
116		19			
117		21			
118		28			
119		31			
120		23			
121		14			
122		24			
123		14			
124		23			
125		16			
126		32			
127		15			
128		34			
129		22			
130		33			
131		18			
132		26			

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
133		14			
134		35			
135		7			
136		33			
137		23			
138		44			
139		19			
140		42			
141		22			
142		41			
143		29			
144		53			
145		36			
146		61			
147		44			
148		63			
149		62			
150		66			
151		71			
152		70			
153		71			
154		63			
155		63			
156		44			
157		252			
計	0	5,954	119	304	281
構成比	—	89.4%	1.8%	4.6%	4.2%
適用職員数 6,658人					

第6表 扶養手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給 職員数	全職員		受給職員	
			平均 手当月額	平均扶養 親族数	平均 手当月額	平均扶養 親族数
行政職	人 8,049	人 3,076 (38.2)	円 8,089	人 0.7	円 21,166	人 1.9
消防職	1,689	1,048 (62.0)	13,960	1.3	22,498	2.1
医師職	28	9 (32.1)	8,321	0.8	25,889	2.6
教育職 (高校・特別支援)	569	275 (48.3)	10,641	1.0	22,018	2.0
教育職 (小・中・幼稚園)	6,658	2,434 (36.6)	7,920	0.7	21,665	1.9
計	16,993	6,842 (40.3)	8,692	0.8	21,588	2.0

(注) 1 表中の()内の数字は、職員数に対する割合(単位:%)を示す。

2 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

3 学齢加算とは、扶養親族に満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合に、当該

4 学齢加算欄は、上記3の要件に該当する扶養親族の人数であり、子の人数の内数である。

職員の扶養親族数					
子	子以外				合計
	学齢加算	配偶者	父母等	小計	
手当月額 11,000円	1人当たり 6,000円	手当月額 7,000円	手当月額 7,000円		
人	人	人	人	人	人
4,327	1,033	1,435	181	1,616	5,943
1,569	303	618	25	643	2,212
15	2	8	0	8	23
397	111	132	14	146	543
3,602	966	915	130	1,045	4,647
9,910	2,415	3,108	350	3,458	13,368

子1人につき6,000円が加算されるものである。

第7表 地域手当の支給状況

区分 給料表	職 員 数				平 均 手当月額 円
	人	20% 人	16% 人	3% 人	
行 政 職	8,049	26	0	8,023	9,717
消 防 職	1,689	1	0	1,688	9,369
医 師 職	28	0	28	0	101,783
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	569	0	0	569	11,932
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	6,658	0	0	6,658	11,108
計	16,993	27	28	16,938	10,453

(注) 区分欄の20%、16%及び3%は、給料(教育職においては、教職調整額及び給料の調整額を含む。)、扶養手当及び管理職手当の合計額に対する支給割合で、東京都特別区勤務の職員には20%、医師職給料表適用職員には16%、それ以外の職員には3%が支給される。

第8表 住居手当の支給

区分 給料表	職 員 数 人
行 政 職	8,049
消 防 職	1,689
医 師 職	28
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	569
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	6,658
計	16,993

(注) 1 表中の()内の入しているため、内
2 留守家族とは、単
分であり、職員が自

状況

受給職員数	平均手当月額		借家・借間居住者				留守家族	
	全職員	受給職員	手当月額 27,000円 未満 の職員	手当月額 27,000円 (限度額) の職員	小計	平均 手月 当額	人員	平均 手月 当額
人 2,769 (34.4)	円 9,041	円 26,282	人 693	人 2,076	人 2,769 (34.4)	円 26,282	人 0 (—)	円 —
489 (29.0)	7,606	26,272	121	368	489 (29.0)	26,272	0 (—)	—
3 (10.7)	2,893	27,000	0	3	3 (10.7)	27,000	0 (—)	—
156 (27.4)	7,173	26,163	41	115	156 (27.4)	26,163	0 (—)	—
1,873 (28.1)	7,398	26,297	475	1,398	1,873 (28.1)	26,297	0 (—)	—
5,290 (31.1)	8,182	26,283	1,330	3,960	5,290 (31.1)	26,283	0 (—)	—

数字は、職員数に対する割合（単位：％）を示す。なお、小数点以下第2位を四捨五入の合計が受給職員数の割合と一致しない場合がある。
 身赴任手当が支給される職員で、配偶者等が居住する住宅を借り受けている職員の区
 ら居住する場合の手当月額の2分の1に相当する額が支給される。

第9表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給職員数	平均手当月額		局長	部長
			全職員	受給職員		
行政職	人 8,049	人 667 (8.3)	円 7,863	円 94,886	人 36 (0.4)	人 138 (1.7)
消防職	1,689	68 (4.0)	3,784	93,985	1 (0.1)	15 (0.9)
医師職	28	27 (96.4)	112,221	116,378	1 (3.6)	19 (67.9)
教育職 (高校・特別支援)	569	31 (5.4)	3,754	68,903	—	—
教育職 (小・中・幼稚園)	6,658	585 (8.8)	5,897	67,118	—	—
計	16,993	1,378 (8.1)	6,722	82,890	38 (0.2)	172 (1.0)

(注) 表中の()内の数字は、職員数に対する割合(単位:%)を示す。なお、小数点以下第2位を四

課長	係長	校長	副校長	教頭	園長
人 478 (5.9)	人 15 (0.2)	人 —	人 —	人 —	人 —
52 (3.1)	—	—	—	—	—
7 (25.0)	—	—	—	—	—
—	—	13 (2.3)	5 (0.9)	13 (2.3)	—
—	—	278 (4.2)	1 (0.0)	297 (4.5)	9 (0.1)
537 (3.2)	15 (0.1)	291 (1.7)	6 (0.0)	310 (1.8)	9 (0.1)

捨五入しているため、内訳の合計が受給職員数の割合と一致しない場合がある。

2 民間給与関係資料

令和 5 年職種別民間給与実態調査の概要

本年実施した職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、国家公務員及び地方公務員の給与改定について、定期的に検討を行う際の基礎資料を得るため、令和 5 年 4 月現在における札幌市内の民間事業所の給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

札幌市人事委員会、人事院、北海道人事委員会等

3 調査期間

令和 5 年 4 月 24 日から同年 6 月 16 日までの間

4 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和 5 年 4 月分の最終給与締切日現在において、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の民間事業所 790 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種。うち初任給関係職種は 18 職種であり、本市における狭義の行政職に相当する職種（事務・技術関係職種）は 16 職種である。

5 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記 4 の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模及び産業によって 19 層に層化し、これらの層から 164 事業所を無作為に抽出し調査を行った。

(2) 従業員の抽出

調査事業所において初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員等

調査実人員は、6,240 人（うち初任給関係は 306 人）であり、調査職種該当者（母集団）の推定数は、53,542 人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数のうち、本市における狭義の行政職に相当する職種（事務・技術関係職種）については、35,667 人である。

6 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。なお、割合については、小数点以下第 2 位を四捨五入している。

第10表 産業別、企業規模別事業所数

産 業	調査対象 事業所	左 の うち 調 査 実 施 事 業 所					
		全 規 模	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
全 産 業	781	134	22	23	16	53	20
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業 ・ 建 設 業	76	15	2	3	2	8	0
製 造 業	68	9	2	0	0	4	3
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ・ 情 報 通 信 業 ・ 運 輸 業 ・ 郵 便 業	185	40	3	7	6	16	8
卸 売 業 ・ 小 売 業	105	23	5	4	3	9	2
金 融 業 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	54	9	5	2	1	1	0
教 育 ・ 学 習 支 援 業 ・ 医 療 ・ 福 祉 ・ サ ー ビ ス 業	293	38	5	7	4	15	7

(注) 1 上記調査対象事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていた等のため調査対象外であることが判明した事業所が9所あった。

2 上記調査実施事業所のほか、調査不能の事業所が30所あった。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		全 規 模	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者	大 学 卒	円 211,878	円 215,085	円 208,783	円 203,125
	短 大 卒	183,285	189,224	180,419	※ 186,750
	高 校 卒	174,870	175,766	※ 173,215	※ *
新 卒 事 務 員	大 学 卒	211,623	213,817	206,922	※ 203,785
	短 大 卒	182,299	186,674	179,075	※ *
	高 校 卒	170,495	※ 169,891	※ 171,013	—
新 卒 技 術 者	大 学 卒	212,470	221,847	211,659	203,023
	短 大 卒	184,341	※ 200,273	181,397	※ 190,000
	高 校 卒	178,216	178,478	※ 178,353	※ *

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 *印は、調査事業所が1事業所の場合である。

3 ※印は、調査実人員が10人以下であることを示す。

第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等

その1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
			きまって		(A-B)			
			支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	15	53.4	757,542	564	756,978	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	11	52.4	796,305	729	795,576		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	4	56.7	625,627	0	625,627		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	工 場 長	0	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	0	-	-	-	-		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 部 長	157	53.0	594,890	4,812	590,078	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	113	52.7	609,304	3,406	605,898		
	短 大 卒	16	52.8	548,030	4,456	543,574		
	高 校 卒	27	54.5	567,827	8,613	559,214		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 部 長	94	52.9	601,638	4,105	597,533	同 上	本表その 2、その 3及びそ の4の対 応級欄に 掲げられ ている行 政職給料 表の級
	大 学 卒	71	52.8	625,144	719	624,425		
	短 大 卒	18	52.6	530,234	12,734	517,500		
	高 校 卒	5	55.1	519,448	21,767	497,681		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	77	51.3	543,432	6,776	536,656	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められ る部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)		
大 学 卒	59	50.9	566,072	2,218	563,854			
短 大 卒	10	52.3	480,843	11,118	469,725			
高 校 卒	8	53.3	465,829	35,130	430,699			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	78	52.8	586,720	13,619	573,101	同 上		
大 学 卒	59	52.2	617,932	10,633	607,299			
短 大 卒	14	53.3	513,315	10,882	502,433			
高 校 卒	5	57.2	436,880	52,198	384,682			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 課 長	416	48.3	532,605	13,205	519,400	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職		
大 学 卒	281	47.4	554,896	11,709	543,187			
短 大 卒	57	49.4	465,621	19,125	446,496			
高 校 卒	78	51.3	499,843	14,208	485,635			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 課 長	266	49.6	525,394	22,635	502,759	同 上		
大 学 卒	159	49.8	542,037	18,460	523,577			
短 大 卒	75	49.4	492,322	29,436	462,886			
高 校 卒	32	48.6	509,401	31,274	478,127			
中 学 卒	0	-	-	-	-			

(注) 1 *印は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
			きまって		(A - B)			
			支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 係 長 代 理	事務課長代理	159	47.8	471,729	37,482	434,247	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	
	大学卒	103	44.7	503,050	53,155	449,895		
	短大卒	32	52.4	429,839	16,625	413,214		
	高校卒	24	52.0	421,838	12,360	409,478		
	中学卒	0	-	-	-	-		
	技 術 課 長 代 理	技術課長代理	119	46.3	474,139	43,271	430,868	同 上
		大学卒	88	45.3	485,295	41,456	443,839	
		短大卒	24	49.4	432,289	51,743	380,546	
		高校卒	7	48.0	496,289	33,315	462,974	
		中学卒	0	-	-	-	-	
	事 務 係 長	事務係長	480	43.5	400,722	44,713	356,009	係の長及び係長級専門職
		大学卒	300	41.6	414,179	51,198	362,981	
		短大卒	107	46.0	364,894	25,557	339,337	
		高校卒	73	48.2	397,210	46,286	350,924	
		中学卒	0	-	-	-	-	
	技 術 係 長	技術係長	225	44.6	420,769	72,466	348,303	同 上
		大学卒	117	43.7	425,413	69,621	355,792	
		短大卒	66	45.8	405,096	74,319	330,777	
		高校卒	41	45.3	436,867	77,201	359,666	
		中学卒	*	*	*	*	*	
事 務 主 任	事務主任	409	42.5	357,369	37,020	320,349	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	
	大学卒	222	39.2	369,216	44,611	324,605		
	短大卒	109	44.2	346,183	27,154	319,029		
	高校卒	77	48.9	343,939	33,047	310,892		
	中学卒	*	*	*	*	*		
技 術 主 任	技術主任	433	39.7	393,913	48,906	345,007	同 上	
	大学卒	313	38.9	405,010	51,963	353,047		
	短大卒	75	43.7	351,230	37,280	313,950		
	高校卒	44	39.3	365,276	39,960	325,316		
	中学卒	*	*	*	*	*		
事 務 係 員	事務係員	1,343	35.7	299,290	30,884	268,406		
	大学卒	749	33.7	310,412	34,101	276,311		
	短大卒	367	36.4	276,427	23,082	253,345		
	高校卒	225	42.5	303,027	34,540	268,487		
	中学卒	2	59.0	375,320	51,913	323,407		
技 術 係 員	技術係員	982	31.9	320,005	52,576	267,429		
	大学卒	613	31.8	333,872	58,333	275,539		
	短大卒	188	32.9	295,416	42,390	253,026		
	高校卒	180	30.5	299,667	43,866	255,801		
	中学卒	*	*	*	*	*		

本表その2、その3及びその4の対応級欄に掲げられている行政職給料表の級

(注) 1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)
2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件
			きまって		(A - B)		
			支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)			
	人	歳	円	円	円		
研究関係職種	研究所長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部(課)長	*	*	*	*	*	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	主任研究員	6	40.3	418,207	23,621	394,586	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	14	28.4	294,179	45,848	248,331	
教育関係職種	大学学部長	8	55.4	745,776	0	745,776	
	大学教授	39	55.9	566,179	0	566,179	
	大学准教授	33	48.9	487,518	0	487,518	
	大学講師	24	42.6	449,812	0	449,812	
	大学助教	7	39.7	401,002	0	401,002	
	高等学校長	2	59.5	620,202	0	620,202	
医療関係職種	高等学校教頭	4	51.5	598,216	0	598,216	
	高等学校教諭	4	48.8	583,075	0	583,075	
	高等学校教諭	59	46.9	492,636	7,489	485,147	
	病院長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
医療関係職種	副院長	2	56.0	1,549,395	0	1,549,395	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	2	44.5	1,532,480	0	1,532,480	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	6	47.8	1,337,762	0	1,337,762	
	薬局長	3	49.0	431,589	23,747	407,842	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	32	36.9	358,042	19,371	338,671	
	診療放射線技師	27	43.7	446,532	25,463	421,069	
	臨床検査技師	23	43.8	399,645	32,785	366,860	
	栄養士	23	39.3	287,241	14,349	272,892	
	理学療法士	41	39.0	342,289	12,953	329,336	
	作業療法士	49	35.9	287,473	7,627	279,846	
医療関係職種	総看護師長	10	54.4	520,910	0	520,910	部下に看護師長5人以上
	看護師長	65	45.4	420,459	15,468	404,991	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	172	37.2	353,652	47,998	305,654	
	准看護師	23	53.9	306,574	12,702	293,872	

その2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
			きまって		(A-B)			
			支給する	うち時間外				
給与(A)	手当(B)	円	円	円				
事 務 係 職 種	支 店 長	13	53.3	788,905	627	788,278	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	9 級、10 級
	大 学 卒	10	52.4	818,501	780	817,721		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	3	56.9	667,975	0	667,975		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	工 場 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	0	-	-	-	-		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 部 長	101	53.7	619,583	4,153	615,430	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	9 級
	大 学 卒	75	52.9	631,182	3,361	627,821		
短 大 卒	10	54.6	580,172	6,256	573,916			
高 校 卒	15	56.8	599,410	3,156	596,254			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 部 長	55	52.7	655,335	1,032	654,303	同 上	同 上	
大 学 卒	48	52.5	665,881	784	665,097			
短 大 卒	6	54.2	580,150	3,182	576,968			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	50	51.8	563,733	9,807	553,926	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	7 級、8 級	
大 学 卒	39	50.9	590,427	3,196	587,231			
短 大 卒	5	55.1	496,610	18,168	478,442			
高 校 卒	6	54.1	463,629	44,457	419,172			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	34	53.9	725,050	226	724,824	同 上	同 上	
大 学 卒	31	53.8	744,173	249	743,924			
短 大 卒	3	54.7	534,219	0	534,219			
高 校 卒	0	-	-	-	-			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 課 長	310	48.5	555,832	14,082	541,750	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	6 級	
大 学 卒	225	47.5	575,553	12,635	562,918			
短 大 卒	30	50.3	480,502	20,817	459,685			
高 校 卒	55	51.4	520,747	15,825	504,922			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 課 長	165	50.8	563,128	18,837	544,291	同 上	同 上	
大 学 卒	114	50.9	572,692	16,889	555,803			
短 大 卒	30	50.8	530,504	25,673	504,831			
高 校 卒	21	48.9	560,699	18,842	541,857			
中 学 卒	0	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
			きまっ て		(A-B)			
			支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	124	48.3	477,834	37,081	440,753	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	4級、5級
	大学卒	78	45.1	515,744	55,317	460,427		
	短大卒	25	52.5	433,295	15,396	417,899		
	高校卒	21	52.1	424,301	11,691	412,610		
	中学卒	0	-	-	-	-		
	技術課長代理	68	45.5	517,178	37,659	479,519	同 上	同 上
	大学卒	58	44.8	521,029	37,284	483,745		
	短大卒	6	48.1	468,421	60,379	408,042		
	高校卒	4	50.7	553,468	0	553,468		
	中学卒	0	-	-	-	-		
	事務係長	296	43.0	411,996	46,492	365,504	係の長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	198	41.2	422,997	54,366	368,631		
	短大卒	57	45.5	367,846	20,355	347,491		
	高校卒	41	48.9	427,411	47,895	379,516		
	中学卒	0	-	-	-	-		
	技術係長	35	45.1	522,273	131,563	390,710	同 上	同 上
	大学卒	13	44.2	587,387	143,013	444,374		
	短大卒	8	46.9	493,145	134,021	359,124		
	高校卒	14	44.7	494,244	121,994	372,250		
	中学卒	0	-	-	-	-		
事務主任	221	43.1	367,455	33,719	333,736	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	2級、3級	
大学卒	104	39.9	385,045	41,911	343,134			
短大卒	83	44.1	346,438	25,069	321,369			
高校卒	34	49.9	376,629	34,665	341,964			
中学卒	0	-	-	-	-			
技術主任	192	39.3	426,307	50,396	375,911	同 上	同 上	
大学卒	172	38.8	426,987	50,109	376,878			
短大卒	16	44.6	411,983	44,032	367,951			
高校卒	4	43.3	487,688	129,146	358,542			
中学卒	0	-	-	-	-			
事務係員	851	35.6	307,903	31,811	276,092	32歳以上 2級 31歳以下 1級		
大学卒	489	33.7	318,450	34,320	284,130			
短大卒	232	35.9	281,661	24,290	257,371			
高校卒	128	44.2	325,408	39,360	286,048			
中学卒	2	59.0	375,320	51,913	323,407			
技術係員	420	32.2	349,413	64,770	284,643	同 上	同 上	
大学卒	275	33.1	375,573	75,299	300,274			
短大卒	58	31.3	308,461	55,259	253,202			
高校卒	87	30.0	294,624	37,300	257,324			
中学卒	0	-	-	-	-			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまって支給する		(A-B)			
			給与(A)	うち時間外手当(B)				
支 店 長	2	54.0	476,885	0	476,885	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	9 級	
大 学 卒	*	*	*	*	*			
短 大 卒	0	-	-	-	-			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
工 場 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上	
大 学 卒	0	-	-	-	-			
短 大 卒	0	-	-	-	-			
高 校 卒	0	-	-	-	-			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 部 長	49	51.9	548,579	308	548,271	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	7級、8級	
大 学 卒	33	53.3	572,169	418	571,751			
短 大 卒	6	48.6	470,193	96	470,097			
高 校 卒	10	48.9	512,525	48	512,477			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 長	29	53.4	531,245	10,581	520,664	同 上	同 上	
大 学 卒	15	54.4	562,052	149	561,903			
短 大 卒	11	51.6	504,257	19,038	485,219			
高 校 卒	3	54.3	470,344	33,476	436,868			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	27	50.3	498,041	0	498,041	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	6 級	
大 学 卒	20	50.8	510,863	0	510,863			
短 大 卒	5	48.0	455,976	0	455,976			
高 校 卒	2	50.0	474,116	0	474,116			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	30	52.5	480,039	33,658	446,381	同 上	同 上	
大 学 卒	17	50.8	477,413	33,963	443,450			
短 大 卒	9	53.1	503,910	17,157	486,753			
高 校 卒	4	58.0	444,206	64,581	379,625			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 課 長	88	48.0	458,797	10,058	448,739	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	4級、5級	
大 学 卒	49	46.3	459,022	5,576	453,446			
短 大 卒	21	48.5	458,236	21,023	437,213			
高 校 卒	18	52.4	458,833	9,615	449,218			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 課 長	76	46.7	439,614	33,702	405,912	同 上	同 上	
大 学 卒	35	46.3	432,056	25,979	406,077			
短 大 卒	31	46.7	452,365	38,257	414,108			
高 校 卒	10	48.0	429,036	47,260	381,776			
中 学 卒	0	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
			きまっ て 支 給 する		(A-B)			
			給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	32	45.2	447,602	41,133	406,469	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	4級、5級
	大学卒	25	43.3	458,225	45,519	412,706		
	短大卒	5	52.1	420,223	22,144	398,079		
	高校卒	2	52.7	370,107	30,217	339,890		
	中学卒	0	-	-	-	-		
	技術課長代理	37	47.8	419,276	47,171	372,105	同 上	同 上
	大学卒	23	47.0	420,209	43,595	376,614		
	短大卒	13	49.4	406,668	46,158	360,510		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	0	-	-	-	-		
	事務係長	145	44.3	379,872	44,230	335,642	係の長及び係長級専門職	2級、3級
	大学卒	87	42.6	390,789	43,927	346,862		
	短大卒	39	46.9	364,750	43,131	321,619		
	高校卒	19	47.2	359,016	48,290	310,726		
	中学卒	0	-	-	-	-		
	技術係長	155	44.2	399,387	61,283	338,104	同 上	同 上
	大学卒	86	43.5	410,891	65,559	345,332		
	短大卒	46	45.5	386,052	64,152	321,900		
	高校卒	22	44.7	384,372	34,179	350,193		
	中学卒	*	*	*	*	*		
事務主任	145	42.0	348,805	44,631	304,174	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	1 級	
大学卒	88	39.3	364,548	50,813	313,735			
短大卒	22	45.1	351,345	41,554	309,791			
高校卒	35	47.2	305,219	30,123	275,096			
中学卒	0	-	-	-	-			
技術主任	173	39.8	337,910	43,931	293,979	同 上	同 上	
大学卒	88	38.6	342,711	57,788	284,923			
短大卒	46	43.0	312,700	28,105	284,595			
高校卒	38	38.8	353,441	29,276	324,165			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務係員	409	35.6	280,104	29,811	250,293	同 上	同 上	
大学卒	214	33.5	294,000	36,280	257,720			
短大卒	118	37.4	264,611	19,774	244,837			
高校卒	77	38.8	263,769	26,461	237,308			
中学卒	0	-	-	-	-			
技術係員	445	31.2	299,571	44,240	255,331	同 上	同 上	
大学卒	260	30.9	303,194	45,890	257,304			
短大卒	109	32.9	289,918	36,388	253,530			
高校卒	75	28.7	302,631	51,514	251,117			
中学卒	*	*	*	*	*			

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまって支給する		(A-B)			
			給与(A)	うち時間外手当(B)				
支 店 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	7 級、8 級	
大 学 卒	0	-	-	-	-			
短 大 卒	0	-	-	-	-			
高 校 卒	0	-	-	-	-			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
工 場 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上	
大 学 卒	0	-	-	-	-			
短 大 卒	0	-	-	-	-			
高 校 卒	0	-	-	-	-			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 部 長	7	48.6	474,586	49,134	425,452	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	6 級	
大 学 卒	5	44.8	464,121	24,788	439,333			
短 大 卒	0	-	-	-	-			
高 校 卒	2	58.0	500,750	110,000	390,750			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 長	10	52.3	527,843	1,196	526,647	同 上	同 上	
大 学 卒	8	51.5	514,752	1,456	513,296			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	0	-	-	-	-	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	5 級	
大 学 卒	0	-	-	-	-			
短 大 卒	0	-	-	-	-			
高 校 卒	0	-	-	-	-			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	14	51.0	515,264	0	515,264	同 上	同 上	
大 学 卒	11	50.5	523,730	0	523,730			
短 大 卒	2	52.5	523,330	0	523,330			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 課 長	18	47.2	390,255	9,574	380,681	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	4 級	
大 学 卒	7	48.1	414,735	18,650	396,085			
短 大 卒	6	46.3	382,786	0	382,786			
高 校 卒	5	47.0	364,945	8,356	356,589			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 課 長	25	48.1	450,985	22,758	428,227	同 上	同 上	
大 学 卒	10	44.7	447,666	16,589	431,077			
短 大 卒	14	50.4	453,756	22,870	430,886			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	0	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまって		(A-B)			
			支給する	うち時間外				
給与(A)	手当(B)	円	円	円				
事務	事務課長代理	3	49.0	400,865	19,258	381,607	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	4 級
	大学卒	0	-	-	-	-		
	短大卒	2	49.5	380,467	28,888	351,579		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	0	-	-	-	-		
	技術課長代理	14	46.1	430,873	57,538	373,335	同 上	同 上
	大学卒	7	43.0	434,612	65,064	369,548		
	短大卒	5	51.0	452,797	55,203	397,594		
	高校卒	2	44.5	362,978	37,036	325,942		
	中学卒	0	-	-	-	-		
	事務係長	39	45.7	343,368	25,352	318,016	係の長及び係長級専門職	2級、3級
	大学卒	15	43.9	366,567	27,521	339,046		
短大卒	11	47.3	339,447	8,796	330,651			
高校卒	13	46.5	319,919	36,859	283,060			
中学卒	0	-	-	-	-			
技術	技術係長	35	45.9	423,094	67,027	356,067	同 上	同 上
	大学卒	18	44.4	402,758	44,907	357,851		
	短大卒	12	46.5	424,960	74,092	350,868		
	高校卒	5	50.2	491,827	129,702	362,125		
	中学卒	0	-	-	-	-		
関係	事務主任	43	39.0	309,005	36,392	272,613	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	1 級
	大学卒	30	35.2	308,103	38,614	269,489		
	短大卒	4	42.5	308,989	21,525	287,464		
	高校卒	8	49.5	312,899	35,816	277,083		
	中学卒	*	*	*	*	*		
係職	技術主任	68	41.4	375,035	54,654	320,381	同 上	同 上
	大学卒	53	40.6	381,347	52,933	328,414		
	短大卒	13	44.2	348,129	55,353	292,776		
	高校卒	2	43.5	382,652	95,720	286,932		
	中学卒	0	-	-	-	-		
種	事務係員	83	38.1	263,147	21,446	241,701	同 上	同 上
	大学卒	46	33.9	260,309	18,616	241,693		
	短大卒	17	41.6	234,931	17,991	216,940		
	高校卒	20	45.0	293,659	30,891	262,768		
	中学卒	0	-	-	-	-		
種	技術係員	117	33.4	294,530	41,363	253,167	同 上	同 上
	大学卒	78	30.3	291,938	41,117	250,821		
	短大卒	21	38.4	288,522	39,400	249,122		
	高校卒	18	41.0	313,485	44,921	268,564		
	中学卒	0	-	-	-	-		

第13表 新規学卒者の採用の有無及び初任給の改定状況

学歴	新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
		増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	35.0	58.8	38.9	2.3	65.0
高校卒	11.0	71.6	28.4	0.0	89.0

(注) 初任給の改定状況の割合は、新規学卒者の採用がある事業所を100としたものである。

第14表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		77.6 %
配偶者に家族手当を支給する		82.5 %
家族手当制度がない		22.4 %
扶養家族の構成別支給月額	配偶者	13,811 円
	配偶者と子1人	20,869 円
	配偶者と子2人	26,748 円

(注) 1 配偶者に家族手当を支給する割合は、家族手当制度がある事業所を100としたものである。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

役職段階	一定率(額)分 %	考課査定分 %
係員	62.7	37.3
課長級	59.2	40.8
部長級(非役員)	58.3	41.7

3 労働経済関係資料

第16表 労働経済指標

項目 年月	① きまって支給する給与 (調査産業計)				② 所定内給与 (調査産業計)				③ 総実労働時間数 (調査産業計)	
	全 国		北 海 道		全 国		北 海 道		全 国	北海道
	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	(時間)	(時間)
令和4年4月	307,905	2.5	265,294	1.5	281,865	2.2	244,714	0.3	149.0	145.7
5月	301,194	2.2	261,835	2.2	277,201	1.9	242,379	1.1	137.6	136.9
6月	304,007	2.3	264,418	1.8	280,002	2.1	245,342	0.7	149.6	147.6
7月	303,699	2.0	263,060	0.9	279,066	1.9	243,947	0.3	147.0	144.4
8月	301,851	2.3	263,295	1.8	277,677	2.2	244,555	0.9	139.1	141.0
9月	304,032	2.6	265,661	2.9	279,695	2.2	245,724	1.6	144.0	143.2
10月	305,314	2.3	264,794	0.6	279,874	1.8	244,254	△0.2	144.5	142.9
11月	305,698	2.6	265,117	0.3	280,041	2.2	243,849	△1.1	146.0	142.3
12月	305,890	2.5	265,552	0.5	280,051	2.3	244,877	△0.4	144.2	142.0
令和5年1月	303,874	1.7	262,332	0.6	279,485	1.7	243,109	1.2	135.7	133.5
2月	303,526	1.4	264,247	1.0	279,057	1.5	245,458	1.8	139.7	137.0
3月	306,819	1.0	263,111	△0.9	281,620	1.0	243,956	△0.5	145.8	142.3
4月	310,867	1.0	263,283	△0.7	285,120	1.2	245,018	0.2	148.3	145.5
資料出所	厚生労働省		北海道		厚生労働省		北海道		厚生労働省	北海道

(注) 1 ①、②、③、④については「毎月勤労統計調査」、⑤については「家計調査」による。

2 ①、②、⑥、⑦は令和2年基準である。

3 ①、②、③、④は事業所規模30人以上の数値である。

4 ⑤の令和5年4月における集計世帯数は、全国7,228世帯、札幌市92世帯である。

④ 所定外労働 時間数 (調査産業計)		⑤ 消費支出(名目) (2人以上の世帯)				⑥ 消費者物価指数 (総合)		⑦ 国内企業 物価指数	⑧ 有効求人 倍率 (全国・ 季節 調整値)	⑨ 完全 失業率 (全国・ 季節 調整値)
全国	北海道	全国		札幌市		全国	札幌市			
(時間)	(時間)	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	(倍)	(%)
12.9	10.7	304,510	1.2	277,694	△6.7	2.5	3.0	9.9	1.24	2.6
11.7	9.6	287,687	2.4	277,204	10.8	2.5	3.2	9.4	1.25	2.6
12.1	9.9	276,885	6.4	243,599	△11.1	2.4	3.1	9.6	1.27	2.6
12.1	10.0	285,313	6.6	261,641	0.4	2.6	3.3	9.3	1.28	2.6
11.3	9.7	289,974	8.8	248,026	△0.0	3.0	3.4	9.6	1.31	2.5
12.2	10.5	280,999	5.9	279,095	10.9	3.0	3.6	10.3	1.32	2.6
12.6	10.6	298,006	5.7	273,674	16.1	3.7	4.0	9.7	1.34	2.6
12.6	10.7	285,947	3.2	275,132	2.0	3.8	4.8	9.9	1.35	2.5
12.6	10.6	328,114	3.4	339,052	12.8	4.0	4.8	10.6	1.36	2.5
11.8	8.9	301,646	4.8	276,696	3.7	4.3	5.0	9.6	1.35	2.4
12.0	9.2	272,214	5.6	295,789	4.4	3.3	3.8	8.3	1.34	2.6
12.5	9.7	312,758	1.8	333,477	8.4	3.2	3.4	7.4	1.32	2.8
12.6	9.5	303,076	△0.5	362,598	30.6	3.5	3.6	6.1	1.32	2.6
厚生 労働省	北海道	総務省						日 本 銀 行	厚 生 労 働 省	総務省

職員の給与に関する報告及び勧告（令和5年）

編集・発行 札幌市人事委員会
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL (011) 211-3147
FAX (011) 211-3148

市政等資料番号	01-U02-23-1757
関係部局保存期間	1年

